

令和3年2月議会

福祉都市委員会報告資料

ページ

1. 報告第9号 新型コロナウイルス感染症に係る措置による損害賠償額の
決定に関する専決処分について … 1
2. 庁用車による事故について（第一報） … 2
3. 福岡市保健福祉総合計画（原案）に係るパブリック・コメントの実施について … 5

報告関係附属資料
福岡市保健福祉総合計画（原案）……………別冊1

保健福祉局

報告第9号 新型コロナウイルス感染症に係る措置による損害賠償額の決定に関する専決処分 について

新型コロナウイルス感染症に係る措置による損害賠償の額を決定することについて、令和3年1月29日次のように専決処分したので地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
福岡市情報公開条例に定める非公開情報として認められるおそれのある情報については、掲載していません。	109,945円

2 事件の概要

令和2年7月30日、博多区保健福祉センター健康課所属の職員が、相手方の従業員について、新型コロナウイルス感染症の行政検査の結果を陽性と誤認し、同年8月2日、当該従業員を当該結果が陽性であった者とともに宿泊療養施設に移送し、滞在させる措置を行った。

上記の措置により、当該従業員が健康観察のため一定期間の自宅待機を余儀なくされたため、相手方は、当該従業員に対して有給の特別休暇を付与せざるを得ず、本来得られるはずであった労務の提供が得られないまま給与を支払うこととなった。

このため、相手方に対し当該期間における賃金相当額の損害を与えたものである。

2. 庁用車による事故について（第一報）

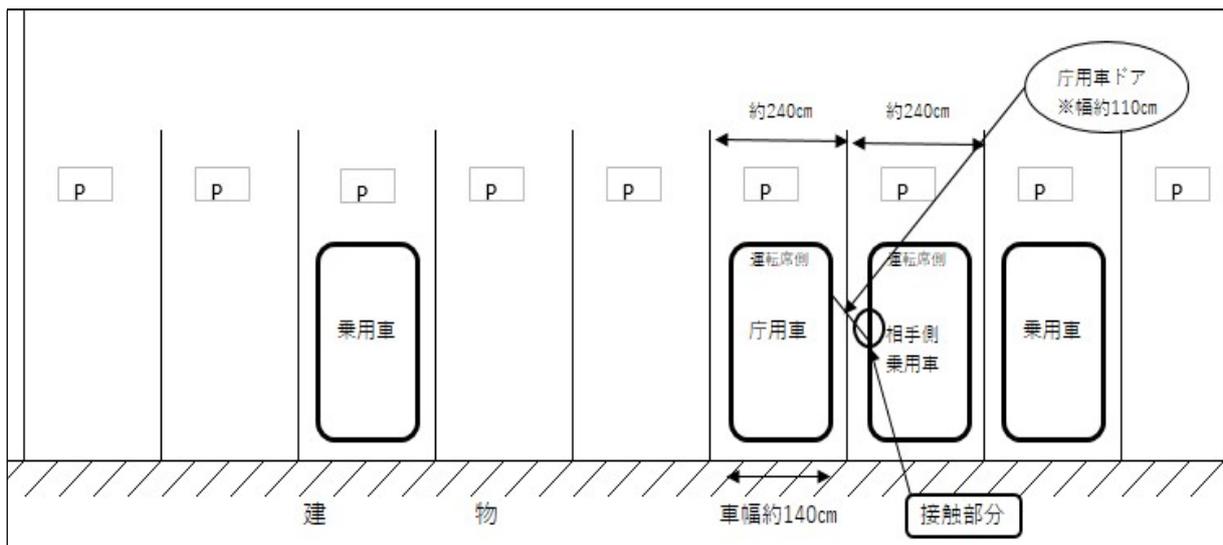
事 故 報 告 書（ 第 一 報 ）

事故発生日時	令和3年2月15日（月曜日） 午後3時37分頃 天候：晴れ		
事故発生場所	福岡市博多区西月隈一丁目14番 タイムズ西月隈コインパーキング駐車場		
相手方	住所	（※）福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	
	氏名		
事故の概要	令和3年2月15日午後3時37分頃、南区保健福祉センター保護第1課の職員が、当該駐車場に駐車していた庁用車に乗り込む際、隣の車に接触しないように右手でドア縁部を握っていたところ、ドアが後方からの強風に煽られて手から離れ、隣に駐車中の相手方〇〇〇〇氏所有の普通乗用車に接触し、当該車両の左前部ドアを損傷させ、損害を与えたもの。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	左前部ドアの損傷
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	なし
過失割合及び損害賠償額は現在交渉中、確定後議会へ報告			

位置図



現場の状況



事故現場見取図

事故現場写真



相手方車両及び市側車両



損傷箇所写真(相手方)



損傷箇所写真(相手方)



3. 福岡市保健福祉総合計画（原案）に係るパブリック・コメントの実施について

1 意見募集の主旨

福岡市では、住み慣れた家庭や地域で誰もが安心して暮らし続けることができる健康福祉のまちづくりをめざし、2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）を計画期間とする保健福祉行政のマスタープランである福岡市保健福祉総合計画の策定を進めている。

今回、計画のパブリック・コメント案をとりまとめたため、福岡市情報公開条例及び福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の意見を募集するもの。

2 実施要領

(1) 意見募集期間

令和3年3月1日（月）～令和3年3月31日（水）

(2) 閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市ホームページに掲載する。

<閲覧・配布場所>

保健福祉局総務課（市役所12階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、各区情報コーナー、各区福祉・介護保険課、各区地域保健福祉課、各区健康課、各出張所 など

(3) 募集方法

FAX、郵送、窓口への持参、ホームページの回答専用フォームへの入力、電子メール

(4) 広報

市政だより3月1日号及び本市ホームページへ掲載

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和3年2月	福祉都市委員会報告
令和3年3月1日 ～3月31日	パブリック・コメント実施
令和3年7月頃	福岡市保健福祉審議会総会（答申案協議）及び答申
令和3年8月頃	福岡市保健福祉総合計画策定
令和3年9月	議会報告

福岡市保健福祉総合計画（原案）の概要について

I 次期計画の基本事項

1 策定の趣旨

福岡市における保健・医療・福祉など様々な分野の各計画を横断的につなぐ基本理念と、取り組む施策の方向性を明らかにする保健福祉行政のマスタープランとして策定するもの

2 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

- 「福祉のまちづくりに関する基本となる計画」（福岡市福祉のまちづくり条例第10条）
- 4つの法定計画（市町村地域福祉計画、市町村健康増進計画、市町村老人福祉計画、市町村障害者計画）を包含

(2) 計画期間

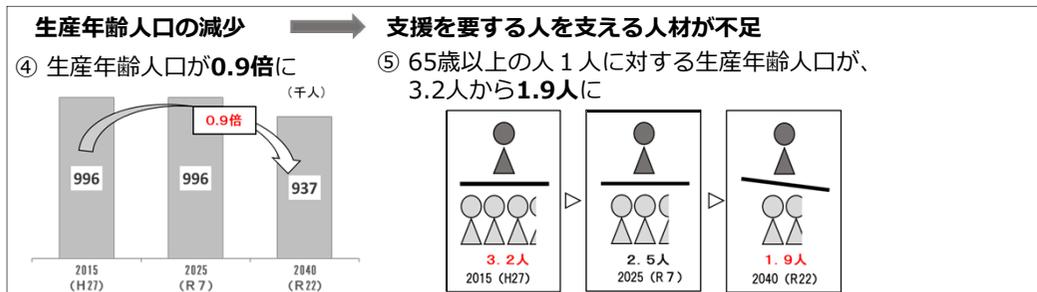
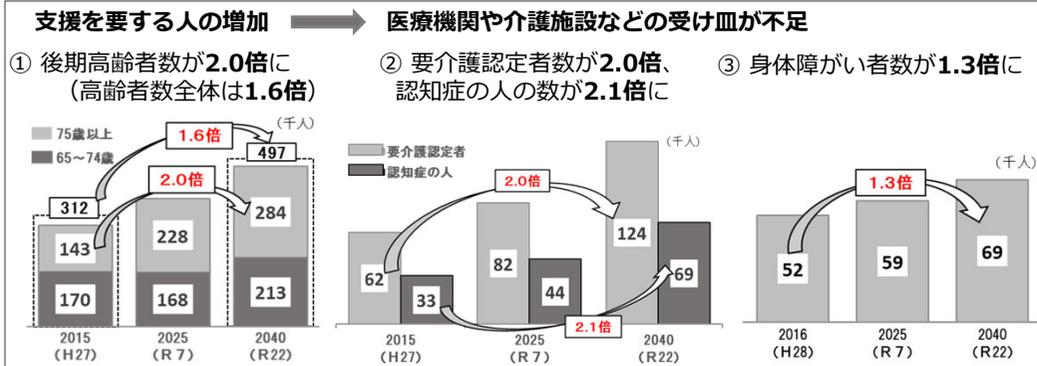
○2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）までの6年間

3 基本理念

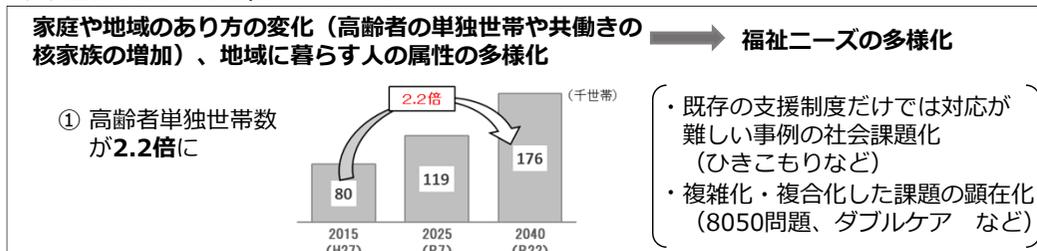
市民が自立し、かつ相互に連携して支え合うという精神のもとに、高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまちづくり

4 2040年にもたらされる状況

(1) 少子高齢化の進展（①・②・④・⑤は2015年比、③は2016年比）



(2) 社会環境の変化（①は2015年比）



II 総論の概要

1 2040年の目標像

<地域共生社会の実現>

年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず地域で暮らすすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会

<2040年のあるべき姿>

- ・いつまでも健康で生きがいを持ちながら活躍できる社会
- ・様々な主体がともに関わり合い、地域課題の解決に向け、力を発揮できる社会
- ・福祉におけるアジアのモデルとなる社会

2 施策の方向性

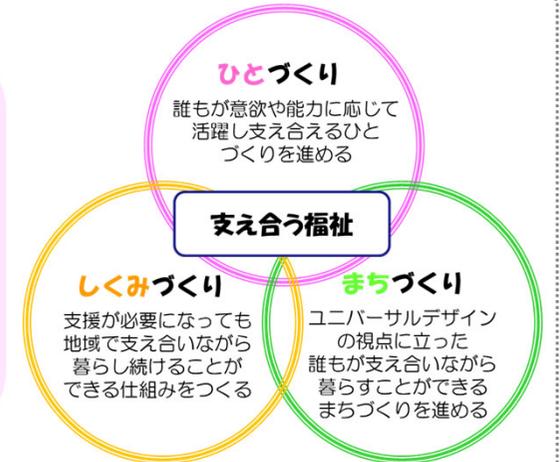
<基本的な考え方>

○年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが生涯にわたって生きがいを持ち、意欲や能力に応じて役割を持って活躍するための施策や、支援が必要な人を社会全体で支え合う「支え合う福祉」に重点を置いた施策を推進

○2040年のあるべき姿の実現に向けて、「支え合う福祉」をより効果的に推進するため、ひとづくり・しくみづくり・まちづくりの3つを柱として定め、この柱に基づき施策の方向性を設定

<施策の方向性>

- 健康づくりや社会参加活動などの支援
- 支え合う意識の醸成
- 専門職の人材確保、育成
- 支援を行う人材を社会全体で支援



- 相談体制の充実や関係機関との連携
- 地域の助け合い・支え合い活動の推進
- 最新技術や専門職など、あらゆる社会資源の活用
- 福祉人材が還流する仕組みづくり

- ハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進
- 支援を要する人の状況に応じた居住の安定確保
- 暮らしの中で自然と健康になるまちづくり

地域分野		健康・医療分野		
基本目標		施策		
1 地域福祉活動推進のための基盤づくり	○地域福祉推進の柱である社会福祉協議会や民生委員・児童委員への支援、連携を進めるとともに、あらゆる世代において、共に生きる心を育み、「支え合う共生の意識」の醸成を図る ○ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進	(1-1)地域福祉活動を推進する団体への支援と連携	1 健康づくりの推進 ○子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを社会全体で推進し、市民の健康寿命の延伸を図る ○市民が子どもの頃から健康づくりに関心を持ち、積極的に取り組める環境づくりを推進	(1-1) 超高齢社会に対応する健康づくりの推進
		(1-2)共生の意識の醸成		(1-2) 生活習慣病対策の推進
		(1-3)ユニバーサルデザインの理念による地域づくり		(1-3) 女性の健康づくりの推進
2 身近な地域における絆づくり・支え合い活動の推進	○住民に身近な圏域において、世代を超えた住民同士の多様な交流を促進し地域のつながりの強化を図ることや地域活動の担い手の確保に向けた支援を図るなど、様々な形で支え合い・助け合い活動に参画できる仕組みづくりを推進	(2-1)絆づくりの推進		(1-4) 次世代の健康づくりの推進
		(2-2)校区・地区における主体的な福祉のまちづくりへの支援		(1-5) こころの健康づくりの推進(精神保健対策の推進)
		(2-3)見守りと支え合い活動の推進		(1-6) 地域や職場などでの健康づくりの推進
		(2-4)見守りと災害時の助け合いの連携		(1-7) 健康づくり支援の仕組みと環境づくり
		(2-5)地域と連携した様々な分野の課題解決の取り組み	2 医療環境の整備 ○様々なニーズに応じた医療環境の充実が求められるため、限られた医療資源の中で、市民に良質な医療を継続して提供できるよう、取り組む	(2-1) 在宅医療・介護連携の推進
3 人づくりと拠点づくり	○地域で活躍できる人づくりや福祉教育の推進を図るとともに、市民ボランティアの養成に取り組む。また、地域福祉活動の拠点づくりを推進	(3-1)地域で活躍できる人づくり・福祉教育		(2-2) 救急医療体制・災害時の保健医療体制の充実
		(3-2)地域活動の促進に向けた環境整備		(2-3) 難病対策の推進
4 多様な主体との連携・共働による地域づくり	○社会福祉法人・民間企業・大学や福祉人材など専門職、NPO等の専門知識や専門技術など、あらゆる社会資源を活用した支援の仕組みづくりとともに、ICT(情報通信技術)の利活用や、AI(人工知能)やIoT、ロボットなどの最新技術の活用に向けた取り組みを推進	(4-1)社会福祉法人・NPO・企業等への支援と連携	(2-4) がん対策の推進	
		(4-2)ICT(情報通信技術)等の先進技術の利活用	(2-5) 市立病院等の充実	
5 包括的な相談支援ネットワークの充実	○地域と連携して支援を届けるため、地域特性に応じた多様な支援ネットワークの充実を図るほか、関係機関や多職種との連携を推進するなど、包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進	(5-1)地域との連携による課題把握の仕組みづくり	(2-6) 医療安全等対策の推進	
		(5-2)権利擁護の体制充実とサービスの利用支援	(2-7) 外国人にもやさしい保健医療環境の推進	
		(5-3)生活困窮者への相談支援体制の充実	3 健康で安全な暮らしの確保 ○国際化に伴う感染症危機管理体制を強化。また、薬物乱用対策、依存症対策に取り組む ○市民の健康で安全な暮らしを確保するため、食品衛生や環境衛生などに関する施策を推進するとともに、動物の愛護・適正飼育に関する取り組みを推進	(3-1) 感染症対策の推進
		(5-4)複合的な課題解決に向けた連携強化		(3-2) 薬物乱用及び薬物依存症の対策の推進
				(3-3) 食品衛生の推進
		(3-4) 環境衛生の推進		
			(3-5) 動物の愛護・適正飼育の推進	

高齢者分野		
基本目標		施策
1 地域包括ケアの推進	○高齢者をはじめとして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つの分野のサービスを一体的に提供する「地域包括ケア」を推進し、「地域共生社会」の実現につなげることをめざす	(1-1) 地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)と各種相談機能の充実
		(1-2) 地域ケア会議の推進
		(1-3) ICT(情報通信技術)やロボット等の利活用
2 安心して暮らせる基盤づくり	○高齢者の暮らしの基盤となる住まいの確保、日常生活に不可欠な買い物などの生活支援、そして支え合えるコミュニティや人材の確保に取り組む ○災害等が発生した場合に、高齢者の安全・安心を確保できる仕組みづくりを推進	(2-1) 住まいの確保と住環境の整備
		(2-2) 日常生活の支援等
		(2-3) 支え合う環境づくりと福祉・介護人材の確保
		(2-4) 災害対策の推進
3 いつまでもいきいきと活躍できる環境づくり	○高齢者一人ひとりが、年齢を重ねても、意欲や能力に応じて様々な形で社会に参加し、いきいきと活躍できる環境づくりを推進	(3-1) 社会参加の促進
		(3-2) 就業の支援
		(3-3) 介護予防の推進
		(3-4) 活動の場づくり
4 要支援・要介護高齢者等への支援体制の充実	○介護や支援が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、制度の持続可能性を確保するための取組みを推進 ○介護サービスについては、人材の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに対応した介護サービス基盤を整備 ○高齢者本人や家族などの介護者への支援のため、介護サービスに加えて様々な在宅支援サービスを提供	(4-1) 持続可能な介護保険制度の運営
		(4-2) 介護サービス基盤の整備
		(4-3) 介護サービスの質の向上
		(4-4) 生活支援サービスの提供
5 認知症フレンドリーなまちづくりの推進	○認知症の人が認知症とともに住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、関係機関との連携を図りながら認知症の人や家族に対する支援の充実を図るとともに、市民や企業が認知症に関する理解を深める取組みや認知症の人や家族が自分らしく認知症とともに社会参加できる取組みを進めるなど、産学官民オール福岡で認知症フレンドリーなまちづくりを推進	(5-1) 認知症に関する理解促進
		(5-2) 適切な医療・介護サービスの提供と予防の推進
		(5-3) 認知症の人や家族への支援の充実
		(5-4) 認知症とともに生きる施策の推進

障がい者分野		
基本目標		施策
1 安心して暮らせる基盤づくり	○障がいのある人自身が自立して生活できる環境を整備するなど、障がいのある人の「親なき後」の支援の充実を図る ○障がいのある人もその家族も、地域で安心して生活し続けることができる支援の充実を図る ○重度の障がいがある人に対する社会資源の充実を図り、社会参加の支援や生活の質の向上をめざす	(1-1) 住み慣れた地域で生活を続けられる体制づくり
		(1-2) 良質な福祉サービスの推進と福祉を支える人づくり
		(1-3) 日常生活の支援による自立促進
		(1-4) 重度障がい・発達障がい・難病等に関する施策の推進
		(1-5) 家族支援に関する施策の推進
		(1-6) 災害対策の推進
2 多様性を認め合い、大切にしようまちづくり	○障がいのある人の権利や尊厳を守るための施策を推進 ○障害者差別解消法や福岡市障がい者差別解消条例の趣旨を踏まえながら、差別解消の推進に取り組む ○物理的な障壁や心理的な障壁、伝達手段による情報面での障壁、その他あらゆる障壁を取り除き、すべての人が互いに尊重し、支え合う共生社会の実現をめざす	(2-1) 障がい理解・差別解消の推進
		(2-2) 権利擁護・虐待防止の推進
		(2-3) ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくり・情報提供の推進
3 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり	○自己決定が尊重され、自己実現を図ることができる共生社会の実現をめざす ○障がいのある人が必要な支援を受け、より豊かに、生きがいを持って人生を送れる社会の実現をめざす ○社会参加及び社会貢献をとおして、誰もが幸福を実感できる社会の実現をめざす	(3-1) 就労支援
		(3-2) スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進
		(3-3) 移動・外出の支援
4 子どもの健やかな成長	○ノーマライゼーションの理念のもとに、一人ひとりの自立を目指した支援・療育体制の充実を図る ○子どもとその家族に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援や、成長段階に応じた支援の充実を図る ○子どもの社会的自立や就学に向けた相談や支援をおこなうとともに、地域交流の支援、理解の促進などに取り組み、共生社会の実現をめざす	(4-1) 早期発見・早期支援
		(4-2) 療育・支援体制の充実強化
		(4-3) 発達障がい児への支援
		(4-4) 特別支援教育の推進

IV 成果指標①

地域分野			
基本目標	指標項目	現状値	目標値
1 地域福祉 活動推進の ための基盤 づくり	(1) 多様性を認めることができる市民の割合	-	増加 (R8)
	(2) 地域福祉活動についての認知度	-	増加 (R8)
	(3) ユニバーサルデザインの認知度	48.4% (R1)	70.0% (R6)
2 身近な地域 における絆 づくり・ 支え合い 活動の推進	(1) 地域などと関係を持つための情報に、主体的にアクセスできる市民の割合	-	増加 (R8)
	(2) ふれあいネットワークの見守り対象世帯数《社協》	44,674人 (R1)	51,000人 (R8)
	(3) 地域の子どもの居場所《社協》	56団体 (R2)	増加 (R8)
	(4) 避難行動要支援者の個別支援計画の作成件数	557件 (R2)	2,000件 (R6)
	(5) 認知症カフェの設置圏域数	26圏域 (R1)	59圏域 (R7)
3 人づくりと 拠点づくり	(1) 地域などと関係を持つための情報に、主体的にアクセスできる市民の割合【再掲】	-	増加 (R8)
	(2) 福祉活動について学ぶ機会の有無	-	増加 (R8)
	(3) 地域福祉活動への参加状況	14.5% (R1)	増加 (R7)
4 多様な主体 との連携・ 共働による 地域づくり	(1) 地域などと関係を持つための情報に、主体的にアクセスできる市民の割合【再掲】	-	増加 (R8)
	(2) NPO、ボランティア活動の参加率	15.3% (R1)	24.0% (R6)
	(3) ホームページやSNSで情報を得る高齢者の割合	11.6% (R1)	22.0% (R7)
5 包括的な 相談支援 ネットワー クの充実	(1) 多機関協働の仕組みの構築	新たな仕組みの 検討 (R3)	新たな仕組みの 実施 (R8)
	(2) 個別レベルの地域ケア会議の開催数 (自立支援に資する地域ケア会議を除く)	377件 (R1)	400件 (R8)
	(3) 成年後見制度の認知度	22.1% (R1)	40.0% (R7)
	(4) 関係機関との支援調整会議の開催回数	60回 (R1)	90回 (R8)

健康・医療分野			
基本目標	指標項目	現状値	目標値
1 健康づくりの 推進	(1) 初めて要介護2以上の認定を受けた年齢の平均	男性：81.0歳 女性：84.3歳 (R1)	男性：81.6歳 女性：85.1歳 (R8)
	(2) 健康づくりに取り組んでいる人の割合 (20歳以上)	55.4% (R1)	75.0% (R8)
	(3) 特定健診受診率(40～74歳)	27.2% (R1)	40.0% (R5)
	(4) がん検診受診率 ①胃がん(40～69歳) ②大腸がん(40～69歳) ③肺がん(40～69歳) ④子宮頸がん(20～69歳) ⑤乳がん(40～69歳)	①40.2% ②36.7% ③43.9% ④41.5% ⑤44.2% (R1)	①50.0% ②50.0% ③50.0% ④50.0% ⑤50.0% (R8)
	(5) 自殺死亡率(人口10万人あたり)	15.6 (H30年)	13.0以下 (R8年)
2 医療環境の 整備	(1) 訪問診療の患者数	11,626人 (R1)	22,000人 (R8)
	(2) 病院における事業継続計画(BCP)策定率	16.5% (H30)	100% (R8)
	(3) 市立病院における医療サービス、患者サービス 及び医療の質の向上に関する評価	A (R1)	B以上 (R8)
3 健康で安全な 暮らしの確保	(1) 小児予防接種の接種率	77.3% (R1)	90.0% (R8)
	(2) 食中毒の年間発生件数	26件 (R1)	23件以下 (R3～R8の平均)
	(3) 環境衛生関連施設等の行政検査不適合率	7.0% (R1)	0% (R8)
	(4) 犬猫の収容頭数	犬159頭 猫415頭 (R1)	犬100頭以下 猫250頭以下 (R8)

IV 成果指標②

高齢者分野				障がい者分野			
基本目標	指標項目	現状値	目標値	基本目標	指標項目	現状値	目標値
1 地域包括 ケアの推進	(1) 住み慣れた地域で暮らし続けることができる高齢者の割合	—	増加 (R7)	1 安心して地域 で暮らせる 基盤づくり	(1) まちの暮らしやすさ	42.3% (推計) (R1)	50.0% (R7)
	(2) 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）の認知度	63.0% (R1)	80.0% (R7)		(2) 障がい福祉サービスの利用者数	12,630人 (R1)	17,420人 (R8)
	(3) 個別レベルの地域ケア会議の開催数 （自立支援に資する地域ケア会議を除く）	377件 (R1)	400件 (R8)		(3) 共同生活援助の月間利用人数	1,136人 (R1)	1,920人 (R8)
	(4) ホームページやSNSで情報を得る高齢者の割合	11.6% (R1)	22.0% (R7)		(4) 相談支援体制の充実・強化	716件 (R1)	800件 (R8)
2 安心して 暮らせる 基盤づくり	(1) 住まいに関する安心度	51.2% (R1)	55.0% (R7)		(5) 災害時の安心度	78.9% (推計) (R1)	85.0% (R7)
	(2) 住まいサポートふくおかによる賃貸契約成約世帯数	243世帯 (R1)	360世帯 (R7)	2 多様性を認め 合い、大切に し合うまちづ くり	(1) 障がいを理由とする差別を受けた経験がない人の割合	66.7% (R1)	70.0% (R7)
	(3) 介護労働者の離職率	20.9% (H30)	全国平均並み (R8)		(2) コミュニケーションのとりやすさ	54.0% (R1)	65.0% (R7)
	(4) 災害時の安心度	82.8% (R1)	90.0% (R7)		(3) ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりや、 バリアフリーの進捗度	32.6% (推計) (R1)	40.0% (R7)
3 いつまでも いきいきと 活躍できる 環境づくり	(1) 外出する頻度（週に4日以上外出する人の割合）	70.8% (R1)	77.0% (R7)		3 誰もがいきい きと暮らせる 環境づくり	(1) 外出のしやすさ	20.8% (R1)
	(2) 働いている高齢者の割合	37.7% (R1)	41.0% (R7)	(2) 障がい福祉サービスを通じた一般就労への移行者数		463人 (R1)	749人 (R8)
	(3) ボランティア活動をしている高齢者の割合	12.8% (R1)	24.0% (R7)	4 子どもの 健やかな成長	(1) 専門的かつ連続性のある指導・支援の展開 （「個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援 が行われるとともに、適切に引継ぎができてきているか」の設問 に対し、「はい」と回答した割合）	87.5% (R1)	95.0% (R6)
	(4) よかトレ実践ステーションの創出数	546か所 (R1)	920か所 (R7)		(2) 療育センター等における支援件数	88,335件 (R1)	100,000件 (R8)
4 要支援・要 介護高齢者 等への支援 体制の充実	(1) 年齢層別要介護認定率 （※65～74歳、75～84歳、85歳～）	65～74歳：4.87% 75～84歳：22.47% 85歳～：65.97% (R1年9月末)	65～74歳：4.4% 75～84歳：19.4% 85歳～：65.6% (R8年9月末)		(3) 発達障がい児に関する相談実人数	2,024人 (R1)	2,724人 (R8)
	(2) 初めて要介護2以上の認定を受けた年齢の平均	男性：81.0歳 女性：84.3歳 (R1)	男性：81.6歳 女性：85.1歳 (R8)		(4) 専門的かつ連続性のある指導・支援の展開 （知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望 している生徒（5月時点）の卒業時の就労率）	96.4% (R1)	100% (R6)
	(3) 地域密着型サービス事業所数 ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②(看護)小規模多機能型居宅介護 ③認知症高齢者グループホーム	①16事業所 ②57事業所 ③2,097人分 (R2年9月末)	①29事業所 ②80事業所 ③2,385人分 (R6年3月末)	(5) チームとしての組織的な支援体制の充実	84.5% (R1)	95.0% (R6)	
	(4) 介護保険事業者研修の受講者数	実績値 (R2)	増加 (R8)				
5 認知症フレ ンドリーな まちづくり の推進	(1) 認知症を正しく理解するために行動している人の割合	—	増加 (R7)				
	(2) ユマニチュード講座の実施校区数	33校区 (R1)	145校区 (R7)				
	(3) 認知症対応力向上研修の修了者数（累計）	1,243人 (R1)	2,300人 (R8)				
	(4) 認知症カフェの設置圏域数	26圏域 (R1)	59圏域 (R7)				
	(5) オレンジアクティブ（認知症の人の活躍の場づくり）の年間実施回数	実績値 (R2)	36回 (R6)				